

## 平成 31 年第 1 回 湯沢市教育委員会会議録

日 時：平成 31 年 1 月 25 日（金）午後 2 時

場 所：湯沢市役所 2 階 23・24 会議室

1. 出席者
- 教育長 和田 隆彦
  - 教育委員 後藤 美喜子
  - 教育委員 芳賀 誠
  - 教育委員 阿部 和榮

1. 欠席者

教育委員 佐藤 和広

1. 出席職員
- 教育部長
  - 教育総務課長
  - 学校教育課長
  - 生涯学習課長
  - 教育総務課総務班長

1. 会議に提出された議案

- 議案第 1 号 湯沢市学校教育環境適正化検討委員会条例廃止の申し出について
- 議案第 2 号 湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会条例の制定の申し出について
- 議案第 3 号 湯沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について
- 議案第 4 号 湯沢市立小・中学校業務改善計画の策定について

1. 報告

- (1)湯沢市学校教育環境適正化検討委員会の検討結果について
- (2)歴史資料館整備検討会の提言について
- (3)台湾新竹県との教育交流について

【午後 1 時58分 開 会】

【教育長より報告】

1月28日 高校入試前期試験 73名(22%)が受験予定 8日合格発表  
全国女子駅伝大会 湯沢北中3年生 県代表として3区を走った  
全県中学校スキー大会クロスカントリー部門 山田中学校3年女子  
フリー3位 クラシカル6位入賞  
全国大会出場へ

【平成30年第7回会議録の承認】

異議がないため承認された

【会議録署名委員の指名】

教育長が今回会議録の署名委員として委員2名を指名した。

【議 事】

議案第1号 湯沢市学校教育環境適正化検討委員会条例廃止の申し出について

教育長 事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 (資料に基づき説明)

※議案第1号については、全員賛成により議決された。

議案第2号 湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会条例の制定の申し出について

教育長 事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長 (資料に基づき説明)

委員 協議会の31年度から2年間の流れはどのような予定になっているのか。

生涯学習課長 31年度は年4回の協議会開催の予定。文化財の写真撮影、測定、記録作業を行う。調査は、劣化状況調査、保護対策の必要の有無を文化財保護審議委員の協力を得て行いたい。協議会は、31年度・32年度とも年4回の開催予定。31年度は、第1回で委員の委嘱と事業説明、第2回では計画の項目決め、第3回・第4回で項目別の計画協議をし、次年度の協議会につないでいく。地域住民への説明会も予定している。

委員 これから文化財をどう活用していくかが、湯沢市をどう活性化していくかということともつながっていく。文化財の活用ということに力点を置いてほしい。また、国の支援を受けられるということだが、どのよう

な形の支援か。

生涯学習課長 国が新たに示した文化遺産総合活用推進事業に補助制度がある。補助対象額は計画策定に係る必要経費に関して7割程度になるのではないかという感触を得ている。

※議案第2号については、全員賛成により議決された。

議案第3号 湯沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について

教育長 事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長 (資料に基づき説明)

委員 事務を補助執行するにあたり、協働事業推進課の職員は地区センターに勤務するのか、市役所にいるのか。

生涯学習課長 市長部局に勤務したままで、教育委員会が許可すべき地区センターでの事案に対し受け付け、例えば使用許可などを出すという業務を行うもの。

教育部長 地区センターにいる非常勤職員が、所管換えによって協働事業推進課職員になり、その職員が教育委員会の業務に対して許可をするというもの。今、地区センターにいる職員を指して、協働事業推進課職員と言っている。

※議案第3号については、全員賛成により議決された。

議案第4号 湯沢市立小・中学校業務改善計画の策定について

教育長 事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 (資料に基づき説明)

委員 これまでのデータでは、かなりの職員にはそれほど無理な超過勤務はないということのようだが、特定の先生に負担がかかっている場合と、仕事のスピードが遅く時間がかかる場合、それから問題が起きた時に、それに対応する突発的な場合など、制度だけでは出来ない部分もあり、十分配慮が必要な場合がある。これは各学校で対応してもらう必要がある。

また、公開研究会の縮減というのがあるが、研究会を半日でということだが、午後にコミュニティスクールの研修を行うと、結局1日研修になるが、そこは縮減となるのか。

学校教育課長 公開研究会として授業に集中してもらい、午後は学校教育課で請負い、

会場も変えて、会場校の負担軽減を図るということ。

委員 部活動の改善について説明してもらいたい。

学校教育課長 (資料にある平成30年5月の通知に基づき説明)

部活動指導員について、中学校での負担が大きいですが、国・県の制度を受けて検討していく。31年度には制度設計をし、32年度には出来るところから指導員の配置を進めていきたい。

委員 ガイドラインは機能しているのか。

学校教育課長 守られている。

委員 スポーツ大会で良い成績を得ることは、関係者としては嬉しいことだが、そのためにはかなりの練習量が必要なこともある。難しいところだが、配慮しながらやっていってもらいたい。

委員 運動部だけでなく、文化部もこれに準じた取り扱いか。

学校教育課長 5資料の通知の4 その他(1)にもある。3月までには文化庁から文化部活動についてもガイドラインが出るはず。

委員 この地域は、運動部よりも文化部の方が1日いっぱい、弁当を持って部活に行くというようなことも聞く。ガイドラインに沿って、子どもたちも休養できるようになればと思う。

委員 具体的な取り組みとして、教育委員会が頑張らないといけないところがあるようだが、正職員の配置とか、諸帳簿の電子化など、予算の裏付けはどの程度取れているのか。

学校教育課長 正職員の配置は、現在配置されている職員を継続しての配置を考えている。

サポーターの配置は、小学校低学年には多くの配置が必要なため、中学校を引き揚げて小学校に効率的に配置していくということも検討中。県内他市では中学校へのサポーター配置がなく、当市でも31年度は中学校3年生への配置を止め、2年かけて中学校からサポーターを引きあげる。

諸帳簿の電子化は、昨年度から導入している。

※議案第4号については、全員賛成により議決された。

## 【報告】

(1)湯沢市学校教育環境適正化検討委員会の検討結果について

教育長 教育総務課から報告をお願いする。

- 教育総務課長 (資料に基づき報告)
- 委員 市民からの主な意見にある、「統合して子どもたちの活動を広げてあげたい」という声は多かったのか。
- 教育総務課長 地域から学校がなくなると過疎化が進むという意見もあったが、子どもたちのことを考えると致し方ないという意見が多かった。
- 委員 今後のスケジュールとして、平成32年1月から統合準備に入るようだが、統合年度の予定は。
- 教育総務課長 答申書にあるように、時期としてはできるだけ早くと考えている。意見聴取会でも、稲川地域だけ遅れをとってしまったという声があり、出来るだけ早く進め、廃校後の利活用について考える時間をとりたいと考えている。
- 委員 三関小学校区から出てきた発言、須川小学校区から出てきた発言は、どのようなものがあったか。
- 教育総務課長 三関小学校区では、学校がなくなるのは寂しい、統合してもキッズステーションはなくしてほしくない、学校が親子で使える場になったらいい、学童保育がほしい。須川小学校区に関しては、出席者が高齢の2人だけだったので、学校がなくなるのは寂しい、地域の人が使えるところがなくなってしまう、ということだった。
- 委員 保護者の出ていない会だと、地域の意見を聞きましたということにはならないのではないか。
- 教育総務課長 今後、計画の素案をPTA関係者・地元住民と分けて説明会を開いていく。
- 委員 答申を受け、素案が出来たら再度学校やPTAに説明に出向き、スケジュールを出すという流れか。
- 教育部長 庁内での検討を始めており、素案が出来たら教育委員会に諮り、その後、議会の各会派へ説明をし、6月議会に素案の提案をする。それを受けて、PTAや地元の説明をし、一定の理解を得たらそれを成案化し、条例改正をしてから統合計画の実施に向かうというスケジュールで考えている。
- 委員 受け入れ側の学校の校舎の改修はないと考えてよいか。
- 教育総務課長 改修についても、素案作成の協議の中で検討していくことになる。

## (2)歴史資料館整備検討会の提言について

- 生涯学習課長 平成30年4月1日、湯沢市歴史資料館整備検討会を設立した。12月まで4回の会議を行い、湯沢市における歴史資料館のあり方について協

議し、提言書を12月17日市長に提出した。

提言書は歴史資料館の整備について、1. 設置目的と基本理念、2. 機能、3. 施設・付帯サービス施設、4. 設置準備、5. 運営体制、6. 立地環境、7. 名称から構成されている。今後は庁内で提言内容を共有し、意思統一したうえで、検討協議を行い、31年度に基本構想を策定する。その後、基本計画、基本設計、実施設計と進めていき、施設を完成させたい。

委員 委員にいる東北歴史博物館のアドバイザーからのアドバイスは、どんなことだったか。

生涯学習課長 歴史資料館の整備は、今の段階では夢物語のような状態で、検討委員も何をどのように提言すべきなのかわからない状態だった。提言書を作成するにあたり、いろいろ細かくアドバイスをいただいた。

### (3)台湾新竹県との教育交流について

学校教育課長 この冬の台湾新竹県からの体験入学が、台湾側の都合で見送りとなったが、来年の冬、台湾に春節の時期1週間くらいで、小中学生10~20名程度の体験入学を実施する計画が挙がっている。体験先は、湯沢東小学校と湯沢北中学校を考慮しており、両校長先生からは前向きな回答を得ている。

台湾側からは、児童生徒の引率を兼ねて、数名の教員の派遣もお願いされている。学校教育課としても、来年の実施に向けて支援体制を整えていく。

### 【その他】

#### 稲川スキー場の状況について

生涯学習課長 稲川スキー場：スベロッタの入場者数は、1月22日現在で8,570人、売り上げは5,910,970円で、前年同日との比較で、人数は約105%増、売り上げは約120%増となっている。特に食堂は、昼になると行列が出来るような状態。ノルディックスキーやアルペンスキーのナイター練習も、混乱やトラブルはない。今後は自衛隊の冬季訓練が行われる予定。

### 【午後3時23分閉会】

# 平成31年第 1 回湯沢市教育委員会

## (資料)

- 議案第 1 号 湯沢市学校教育環境適正化検討委員会条例廃止の申し出について
- ・湯沢市学 教育環境適正化検討委員会条例廃止の申し出について
  - ・湯沢市学校教育環境適正化検討委員会条例を廃止する条例
- 議案第 2 号 湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会条例の制定の申し出について
- ・湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会条例の制定の申し出について (案件)
  - ・湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会条例
- 議案第 3 号 湯沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について
- ・湯沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について(案件)
  - ・湯沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則
- 議案第 4 号 湯沢市立小・中学校業務改善計画の策定について
- ・湯沢市立小・中学校業務改善計画の策定について(案件)
  - ・湯沢市立小・中学校業務改善計画
- 報 告 湯沢市学校教育環境適正化検討委員会の検討結果について

## 議案第 1 号

湯沢市学校教育環境適正化検討委員会条例の廃止の申し出について

湯沢市学校教育環境適正化検討委員会条例を別紙のとおり廃止するよう市長に申し出るものとする。

平成 3 1 年 1 月 2 5 日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和 田 隆 彦

### 提案理由

湯沢市学校教育環境適正化検討委員会から答申を受けたことに伴うものです。



湯沢市学校教育環境適正化検討委員会条例を廃止する条例

平成31年 月 日

条例第 号

湯沢市学校教育環境適正化検討委員会条例（平成30年湯沢市条例第18号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（湯沢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 湯沢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年湯沢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

建築設計業務 委託者選定委 員会委員	大学教授、准教授その 他これらに準ずる者	会議出席1回につき50,000円以内
	上記以外の委員	〃 5,000円
学校教育環境 適正化検討委 員会委員	大学教授、准教授その 他これらに準ずる者	〃 20,000円
	上記以外の委員	〃 5,000円

」

を

「

建築設計業務 委託者選定委 員会委員	大学教授、准教授その 他これらに準ずる者	会議出席1回につき50,000円以内
	上記以外の委員	〃 5,000円

」

に改める。

## 議案第 2 号

湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会条例の制定の申し出について

湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会条例を別紙のとおり制定するよう市長に申し出るものとする。

平成 3 1 年 1 月 2 5 日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和 田 隆 彦

### 提案理由

文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成するため、改正文化財保護法の第183条の9の規定により協議会を設置するものです。

# 湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会条例

平成31年 月 日

条例第 号

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第183条の3の規定による文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下「文化財保存活用地域計画」という。）の作成及び変更に関する協議を行うため、同法第183条の9の規定に基づき、湯沢市文化財保存活用地域計画作成協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本市に存する文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- (2) 本市に存する文化財の保存及び活用を図るために市が講ずる措置の内容
- (3) 本市に存する文化財を把握するための調査に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 文化財保護に関する団体の代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、初回の会議は教育長が招集するものとする。

2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(湯沢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 湯沢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年湯沢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

スポーツ推進審議会委員	会議出席1回につき	5,000円
文化財保護審議会委員	〃	5,000円

」

を

「

文化財保護審議会委員	会議出席1回につき	5,000円
文化財保存活用地域計画作成協議会委員	大学教授、准教授その他これらに準ずる者	〃 10,000円
	上記以外の委員	〃 5,000円
スポーツ推進審議会委員	〃	5,000円

」

に改める。

## 議案第3号

湯沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について

湯沢市立公民館条例（平成17年湯沢市条例第85号）の一部改正に伴い、湯沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議を別紙のとおり提案する。

平成31年1月25日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

### 提案理由

市長部局に移管する地区センターにおいて、従前同様に公民館の業務を実施するため、地方自治法第180条の7の規定に基づき、市長部局の職員に事務を補助執行させるものです。

湯沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について

湯沢市長と湯沢市教育委員会とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7に規定に基づき、湯沢市教育委員会の権限に属する事務の一部を湯沢市長の補助機関である職員に補助執行させることに関し、次のとおり定める。

（補助執行事務）

第1条 湯沢市教育委員会が補助執行させる事務及び職員は、次の表のとおりとする。

補助執行させる事務	補助執行させる職員
社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する事務	協働事業推進課の職員
稲川勤労青少年ホームの管理運営に関する事務	協働事業推進課の職員

（補助執行事務の専決及び代決）

第2条 前条の規定により補助執行をさせる事務の専決及び代決については、湯沢市教育委員会事務局部長以下専決規程（平成17年教育委員会訓令第2号）の例により処理するものとする。

（効力の発生日）

第3条 この協議は、平成31年4月1日から効力を生ずるものとする。

湯沢市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

平成31年 月 日  
教育委員会規則第 号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、湯沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助執行させる事務)

第2条 教育委員会は、次の表の左欄に掲げる事務（以下「補助執行事務」という。）を同表右欄に掲げる職員（以下「補助執行職員」という。）に補助執行させる。

補助執行事務	補助執行職員
社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する事務	協働事業推進課の職員
稲川勤労青少年ホームの管理運営に関する事務	協働事業推進課の職員

(補助執行事務の専決等)

第3条 補助執行事務の専決及び代決については、湯沢市教育委員会事務局部長以下専決規程（平成17年教育委員会訓令第2号）の例による。

(権限の留保)

第4条 補助執行職員は、補助執行事務が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ教育委員会の指示を受けて事案を処理するものとする。

- (1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
- (2) 取扱い上の異例に属し、又は先例になると認められるとき。
- (3) 重大な疑義若しくは紛議があるとき、又は処理の結果重大な紛争が発生するおそれがあると認められるとき。

2 補助執行職員は、補助執行事務が湯沢市教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第5号）第1条第1項各号のいずれかに該当するときは、教育委員会の会議に付さなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、補助執行に関し必要な事項は、教育委員会



が市長と協議して別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

## 議案第4号

### 湯沢市立小・中学校業務改善計画の策定について

湯沢市立小・中学校業務改善計画の策定について別紙のとおり提案する。

平成31年1月25日 提出

湯沢市教育委員会教育長 和田 隆彦

#### 提案理由

教職員の働き方改革が社会的な課題となっている中、本市教職員の勤務実態に基づいた業務改善を推進するためのもととなる計画を策定するものです。

# 湯沢市立小・中学校 業務改善計画 (案)

平成31年3月

























湯沢市教育委員会

# 目 次















1	市立小・中学校教職員の勤務状況	… 1
	(1) 時間外勤務時間調査	
	(2) 時間外勤務時間調査から	
	(3) 最終退校時刻調査	
	(4) 最終退校時刻調査から	
2	業務改善方針	… 5
	(1) 方 針	
	(2) 目 標	①月毎の時間外勤務 ②最終退勤時刻
3	具体的取組	… 6
	(1) 時間管理	
	(2) 組織力による改善	
	(3) 業務の効率化	
	(4) 行事・業務の見直しと精選	
	(5) 部活動	
	(6) その他	
4	検証	… 10
5	資料	… 11
	・ 中学校における運動部活動等の休養日及び活動時間について (H30.5.21 湯沢市、羽後町、東成瀬村教委通知)	
	・ 秋田県スポーツ少年団活動の指針 (H30.4.1 改定)	

# 1 市立小・中学校教職員の勤務状況















## (1) 時間外勤務時間調査

湯沢市教職員の時間外勤務状況					
平成30年1月15日～2月15日					
範囲		人数(人)		割合	
小学校		45時間未満	114		(81%)
		45時間以上 60時間未満	21		(15%)
		60時間以上 80時間未満	4		(3%)
	合計人数 141人	80時間以上 100時間未満	2		(1%)
		100時間以上	0		(0%)
中学校		45時間未満	67		(66%)
		45時間以上 60時間未満	19		(19%)
		60時間以上 80時間未満	10		(10%)
	合計人数 101人	80時間以上 100時間未満	5		(5%)
		100時間以上	0		(0%)
全体		45時間未満	181		(75%)
		45時間以上 60時間未満	40		(17%)
		60時間以上 80時間未満	14		(6%)
	合計人数 242人	80時間以上 100時間未満	7		(3%)
		100時間以上	0		(0%)
平成30年5月7日～6月6日					
範囲		人数(人)		割合	
小学校		45時間未満	79		(56%)
		45時間以上 60時間未満	45		(32%)
		60時間以上 80時間未満	12		(9%)
	合計人数 138人	80時間以上 100時間未満	2		(1%)
		100時間以上	0		(0%)
中学校		45時間未満	42		(42%)
		45時間以上 60時間未満	29		(29%)
		60時間以上 80時間未満	23		(23%)
	合計人数 106人	80時間以上 100時間未満	11		(11%)
		100時間以上	1		(1%)
全体		45時間未満	121		(50%)
		45時間以上 60時間未満	74		(30%)
		60時間以上 80時間未満	35		(14%)
	合計人数 244人	80時間以上 100時間未満	13		(5%)
		100時間以上	1		(0%)

平成30年10月1日～31日

範囲		人数(人)		割合	
小学校		45時間未満	114		(80%)
		45時間以上 60時間未満	24		(17%)
		60時間以上 80時間未満	4		(3%)
	合計人数 143人	80時間以上 100時間未満	0		(0%)
		100時間以上	1		(1%)
中学校		45時間未満	28		(27%)
		45時間以上 60時間未満	24		(23%)
		60時間以上 80時間未満	20		(19%)
	合計人数 104人	80時間以上 100時間未満	23		(22%)
		100時間以上	9		(9%)
全体		45時間未満	142		(57%)
		45時間以上 60時間未満	48		(19%)
		60時間以上 80時間未満	24		(10%)
	合計人数 247人	80時間以上 100時間未満	23		(9%)
		100時間以上	10		(4%)

平成30年11月26日～12月25日

範囲		人数(人)		割合	
小学校		45時間未満	113		(82%)
		45時間以上 60時間未満	21		(15%)
		60時間以上 80時間未満	3		(2%)
	合計人数 138人	80時間以上 100時間未満	1		(1%)
		100時間以上	0		(0%)
中学校		45時間未満	38		(38%)
		45時間以上 60時間未満	20		(20%)
		60時間以上 80時間未満	23		(23%)
	合計人数 100人	80時間以上 100時間未満	14		(14%)
		100時間以上	5		(5%)
全体		45時間未満	151		(63%)
		45時間以上 60時間未満	41		(17%)
		60時間以上 80時間未満	26		(11%)
	合計人数 238人	80時間以上 100時間未満	15		(6%)
		100時間以上	5		(2%)

(2) 時間外勤務時間調査から

- ①小中学校とも多忙さが増す時期と比較的業務に余裕のある時期がある。3学期スタートからおよそ1ヶ月は比較的余裕がある。5月の連休明けから、運動会や体育祭、遠足、修学旅行等の大きな行事が入るとともに、中学校では部活動が本格化してくるため、時間外勤務が増える傾向にある。
- ②10月、中学校では、合唱祭、学校祭に加えて文化(部)関係のコンクールがあり、時間外勤務が大きく増える。行事担当者、作文等のコンクール担当者、部活動担当者の負担が大きい。一方、小学校は学習発表会や日曜参観等の行事があるが、全体的に時間外勤務が大きく増えない。但し、小学校でも文化(部)関係のコンクールを控えた担当者は長時間労働の傾向にある。
- ③校務分掌では、部活動担当者の他に、教頭、教務主任、研究主任の時間外勤務の負担が目立つ。児童生徒数、教職員数が多くなるほど、その傾向は強くなる。また、初任者や比較的教職経験の浅い教員の時間外勤務も多い。ベテラン教員に比べ、準備や後処理に時間がかかることが理由と思われる。
- ④過労死ラインといわれる月80時間を超える時間外勤務者が毎回見られる。10月は30名を超えた。学期末や学年末、高校入試資料作成期にはさらに増えることも予想される。単月でなく、連続して80時間超となっている実態も想定し、対応を急ぐ必要がある。

(3) 最終退校時刻調査(警備保障会社のデータより)

	小・中学校の月別最終退校時刻													
	6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
17時台			1		8	1	2		1		1		1	
18時台	2		6	1	3	2	3		3		2		4	
19時台	6	2	4	2		3	4	1	5	1	8	1	4	3
20時台	3	1		1			1	3	2	1		2	2	1
21時台		2		2				2		2		2		2
22時台		1								1		1		

\*学校毎の月平均最終退校時刻(休みの日を除く)を集計したものである。単位…〇校

\* 学校種毎の市全体の月平均最終退出時刻は次のとおりである。

6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月	
小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
19:33	20:51	18:46	20:20	17:38	19:05	18:59	20:43	19:08	21:11	19:11	21:03	19:02	20:12

#### (4) 最終退校時刻調査から

- ① 時期により、また学校により最終退校時刻は異なる。夏休みにかかる7～8月は、全体的に早めの退出時刻になっている。
- ② 児童生徒数、教職員数の多い学校の退出時刻は遅くなる傾向が見られる。これは時間外勤務調査からもうかがえる。
- ③ 小学校は、県で示したガイドライン（19時まで退校）に徐々に近づいている。
- ④ 中学校は学校や時期の差が大きい。比較的規模の大きい学校が遅くなりがちだが、小規模校でも平均が20時を超える。午前0時を超える最終退出時刻も散見され、健康及び翌日の勤務への影響が懸念される。



## 2 業務改善方針

### (1) 方針

多忙化解消をねらいとした業務改善計画の実施により、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するとともに、職務能力の向上とワークライフ・バランスを意識した働き方ができる環境づくりを推進する。

### (2) 目標

#### ①月毎の時間外勤務

平成32年度末までに教職員の毎月の時間外勤務について次のようにする。

休日労働を含め、時間外勤務時間を

月45時間以内とする。

また、月80時間を超える時間外勤務をなくす。

\*教職員の業務には、繁忙期と比較的余裕のある時期があるので、12ヶ月平均で45時間以内を目標とする。

\*過労死ラインといわれる月80時間超えについては、皆無となるよう取組を進める。

#### ②最終退校時刻

平成32年度末までに学校の最終退校時刻を次のようにする。

最終退校時刻を遅くとも20時とする。

小学校においては、19時までとする。

\*月平均で20時、小学校は19時までとする。

～参考～

目標

#### 【全校種共通】

○時間外勤務（休日労働を含む）は、月45時間以内とする。

○長期休業中に、学校閉庁日を3日以上設定する。

○最終退校時刻を、平成32年度までに、遅くとも20時とする。なお、小学校にあっては、遅くとも19時とする。

『2018 教職員が実感できる多忙化防止計画』より

(2018.3 秋田県教育委員会)

## 3 具体的取組

### (1) 時間管理

#### <市教委>・時間外勤務実態調査の実施

教職員個々の超過勤務実態把握のための調査を毎月実施する。

#### ・学校最終退出時刻調査

警備保障システムの記録から各学校の最終退出時刻の把握を毎月行う。

#### ・学校閉庁の実施

8月13日～15日の3日間を学校閉庁日とし、その前後を含めた期間の連続休暇取得を促す。学校閉庁日には、学校に日直を置かず、部活動も原則として実施しない。緊急時の連絡先は教育委員会学校教育課とする。

#### <学 校>・タイムマネジメント意識を高める取組

学校全体及び教職員個々が時間を意識した効率的な働き方ができるよう学校の実態に応じた取組を行う。

【例】「退勤目標時刻の設定」「職員会議の時間管理」「ノー残業デーの設定」「効率化を図るための日常業務の見直し」

### (2) 組織力による改善

#### <市教委>・校務支援職員の配置

「かがやきサポーター」「子ども読書活動支援員」「学習補助員」等、校務支援職員の効果的な配置を図る。

#### ・コミュニティ・スクールの実施

平成32年度までに全小中学校に学校運営協議会を設置。「地域とともにある学校」づくりの推進をとおして、学校に対する地域の支援強化を図る。

### **<学 校>・業務の平準化**

教頭や部活動担当者等、超過勤務が慢性化している教職員にかかる負担を軽減するための対策を検討する。

【例】「担当業務の分散」「担当授業時数軽減のための学級担任以外の教員による授業」「持ち時数の検討」

### **・相互支援・連携**

学校のマンパワーを生かし、得意とする業務で他の職員を支援したり、相互に連携したりして効率化を図る。

【例】「事務職員による学年・学級会計支援・書類作成」「テスト・ドリル等の採点・点検作業の協働化」「学校課題に対する複数メンバーでの対応」

## (3) 業務の効率化

### **<市教委>・諸帳簿の電子化**

「指導要録」「出席簿」「健康診断票（検討中）」の電子化を推進することで、事務作業の効率化を図る。

### **・全国学力学習状況調査の自校採点結果報告の休止**

調査結果の公表が前倒しされたため、各学校からの自校採点結果の報告を休止する。これにより、各学校で行っていた採点等に係る事務作業の軽減を図る。

### **・復命書の簡略化**

平成25年9月3日付け湯教学第668号「復命書の取扱いについて（通知）」により、市内の出張は簡易復命で対応することも可としているが、これを郡市内の出張まで適用範囲を広げ、出張者の事務負担軽減を図る。

### **<学 校>・「休める」「持ち帰りなし」に向けた効率化**

年次休暇の取得促進、勤務時間内に完結する業務遂行をねらいとして業務の効率化を図る。

【例】「週案の工夫改善（中学校）」「日課表の工夫改善」「指導要録への記載を見込んだ通信簿の作成」

## (4) 行事・業務の見直しと精選

### <市教委>・公開研究会の縮減

市教委が主催してきた公開研究会等を精査し、本市の重点教育施策の成果の確認と新たな教育課題への対応をねらいとする形態に変える。授業公開校の負担軽減に配慮し、授業だけに集中できる日程等の工夫を図る。

### ・研修会等実施の縮減

市教委で主催する次の研修会等の開催を回数減または休止、隔年実施するなどして教職員の出張回数の軽減を図る。

#### 【対象となる研修会等】

- ・ 初任者研修
- ・ 研究主任連絡協議会
- ・ 夏冬休みおもしろ実験教室
- ・ ミドルリーダー研修会
- ・ 特別支援学級担任研修会
- ・ 生徒指導研修会
- ・ 地域子どもの安全安心づくり研修会

### ・夏季休業中のプール開放の見直し

学校がプールを開放する体制を見直し、保護者や地域の手による運営に切り替える。これにより、夏季休業中の保護者等との面談、研修会参加、教材研究等、教職員としての重要業務に集中できる体制をつくる。

### <学 校>・会議の精選

「職員会議の内容の精選」「企画会議の精選」「会議参加者の重点化」等、会議に係る職員の負担を軽減する。

### ・行事等の精選

学校の教育方針、ねらい、効果、負担等から行事等を再検討し、縮減・廃止等の精選を図る。

【例】「家庭訪問の見直し」「保護者面談の見直し」「校外学習の見直し」「研究会・研修会の見直し」

## (5) 部活動

### **<市教委>・中学校部活動のガイドラインの設定と指導**

平成30年5月21付け「中学校における運動部活動等の休養日及び活動時間について（通知）」により、中学校運動部活動等のガイドラインを定める。この通知に基づき、学校の指導を行い、部活動運営の適正化と教職員の負担軽減を図る。スポーツ少年団の活動についても、活動指針の遵守を求める。

### **・部活動指導員の配置**

平成29年4月に国の法律により制度化された「部活動指導員」の配置を推進する。平成32年度からの段階的な配置を目標とする。これにより、部活動の専門的な指導者が確保されるとともに、教職員の部活動負担が軽減され、教育課程等に係る重要業務に集中できるようにする。

### **<学 校>・中学校部活動のガイドラインによる運営**

市教委のガイドラインに従い、部活動の運営を行うことにより、生徒及び教職員の部活動に係る負担を軽減する。小学校におけるスポーツ少年団活動についても、児童の実態に応じた指導体制について関係団体と協議する。また、特定の教職員に部活動の負担が集中しないような体制づくりに配慮する。

【例】「部活動の複数担当者配置」「土日出勤の軽減」「他の校務分掌の軽減」

## (6) その他

### **<市教委>・学校外の依頼による土日勤務調査**

音楽関係の部活動を中心に、休業日に地域のイベント出演要請が行われている実態を把握し、関係団体への配慮を求める。

### **・メンタルヘルス対策の実施**

年1回、ストレスチェックを実施し、教職員のメンタルヘルスに係る実態把握を行う。医師による実態に応じた治療等を勧める。

### ・ I C T化の推進

タブレットP C、高速無線L A N、デジタル教科書、拡大提示装置の導入等を検討し、I C T化による効果的・効率的な授業の実現を図る。

## 4 検 証

教育委員会は、市校長会と連携し、平成31年度から年1回、本業務改善計画の進捗状況と成果の確認を行い、課題解決に向けた改善策を提示する。

## 5 資 料

平成30年5月21日

湯沢市雄勝郡内各中学校長 様

湯沢市教育委員会教育長  
羽後町教育委員会教育長  
東成瀬村教育委員会教育長  
(公印省略)

### 中学校における運動部活動等の休養日及び活動時間について (通知)

このことについて、スポーツ庁及び秋田県教育委員会より、スポーツ医・科学の観点からジュニア期における休養日及び活動時間について基準が示されました。

これらを踏まえ、湯沢市雄勝郡内3市町村教育委員会では、中学校における運動部活動等の休養日及び活動時間について次のとおり基準を定めることとしました。

ついては、この趣旨を踏まえ、運動部活動の休養日等を適切に設定し、その徹底を図るとともに、生徒及び保護者、外部指導者等の関係者に休養日等の設定及びその意義について周知くださるようお願いいたします。

#### 1 基準

- (1) 週あたり2日以上 of 休養日を設ける。
- (2) 1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。

#### 2 留意事項

- (1) 週あたり、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」)も少なくとも1日を休養日とする。
- (2) 週末に大会等への参加で連続して活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (3) 第1・3日曜日は、活動休止日とする。
- (4) 休養日や活動時間等の設定については、学校の実態を踏まえるとともに、教員の長時間勤務の解消等の観点からも工夫し設定する。
- (5) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。
- (6) 定期試験等の前後の一定期間を、活動休止日とする。

#### 3 実施期日

平成30年8月1日(新人チームから)

#### 4 その他

- (1) 学校における文化的活動を主とする部活動についても、本通知を準用する。
- (2) 参考資料 「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」

(平成30年3月19日付け スポーツ庁)

# 秋田県スポーツ少年団活動の指針

活動は週4日・1日2時間 第3日曜日は活動休止日

秋田県スポーツ少年団では、心身ともに健全な団員の育成と充実した団活動を目指し、次のとおり指針を改定し、全県一斉に遵守するよう推進します。

## 1 1週間の活動日数・休止日について

- (1) 団員の健康保持や障害防止の観点から、1週間の活動日は、大会や招待試合、練習試合への参加を含め4日以内とし、週3日以上の日を確保する。
- (2) 第3日曜日は、原則として全県一斉の活動休止日とする。  
ただし、大会等が第3日曜日に開催される場合、参加・不参加は、団員の体調や健康面を考慮した上で、各団において慎重に判断して決定する。やむを得ず大会等に参加した場合には、第4日曜日を活動休止日として確保する。
- (3) 大会や招待試合、練習試合への参加で土曜日、日曜日に活動した場合には、月曜日を休止日として団員の体力回復に努める。

## 2 1日の活動時間について

- (1) 団員の体力や運動能力、発達段階に応じて活動時間を設定し、1日の活動時間を2時間以内とする。
- (2) 活動終了時刻は、翌日の学校生活に支障をきたさないよう、原則午後7時までとする。

## 3 団活動に際しての配慮事項

- (1) 活動は、単一種目に偏ることなく、他の種目や奉仕活動等も取り入れ、多様な体験をさせるようにする。
- (2) 勝利至上主義に陥って、一部団員の活動に終始することなく、全団員が喜んで活動できるよう活動内容を工夫する。
- (3) 団員に過度な負担がかからないよう、大会や招待試合、練習試合の参加回数を精選するように努める。
- (4) 殴る、蹴る、道具でたたく、物を投げつけるなどの身体的暴力、威圧する、無視する、脅すなどの言葉や態度による精神的暴力、セクシャルハラスメント等の反社会的行為を根絶する。
- (5) 施設設備・用具等の安全点検を定期的実施し、事故の未然防止に万全を期する。また、活動は、必ず登録指導者の監督のもとで行うものとする。
- (6) 定期的に指導者と育成母集団（保護者等）との話し合いの場を設け、活動方針等を確認し、相互の共通理解のもとで団活動を進めるように努める。

### 《付帯事項》

- 「指針」に著しく反して活動した「団」・「指導者」には、その活動内容及び状況を精査し、「スポーツ少年団登録者処分基準」により、然るべき処分・罰則を適用するものとする。

附則 この指針は平成30年4月1日より改定施行する。



湯沢市学校教育環境適正化検討委員会の検討結果について

1 検討委員会の概要

(1)検討委員会の開催（7月・8月・11月・12月 計4回）

(2)意見聴取会の開催（9月～10月・6回）

学校再編の必要があると考えられる地域を選定し、その地域の意見聴取会を開催した。

対象は、稲庭、三梨、駒形、川連、三関、須川の各小学校区。

市民からの主な意見は次のとおりであった。

- ・地域に学校を残したい気持ちはあるが、統合して子供たちの活動を広げてあげたい。
- ・少人数でも勉強面では問題ないが、グループ活動は大変だなと感じる。
- ・学童保育を整備してもらいたい。
- ・統合後の跡地利用を考えることが必要。
- ・廃校になっても避難所や防災の拠点として必要。

2 検討委員会の意見

子どもたちの未来を第一義に、湯沢市として望ましい教育環境の学校規模を確保するため、統廃合による再編整備に出来るだけ早く取り組む必要がある。

(1)望ましい学校規模

- ・1学級あたりの児童生徒数 25名程度
- ・1学年あたりの学級数 2学級以上

(2)学校の適正配置

- ・地域性や通学時間等に配慮すること

(3)再編が必要な学校

個別の方針については下記のとおりとし、時期としては出来るだけ早期に行うことが望ましい。

《小学校》

- ・三関小学校 } 西小学校へ統合
- ・須川小学校 }

- ・稲庭小学校 } 4校で統合
- ・三梨小学校 } 川連小学校を統合校舎にする
- ・川連小学校 }
- ・駒形小学校 }

- ・皆瀬小学校 ― 現状維持だが、児童数の推移によって稲川地域との統合を必要な時期に検討

#### 《中学校》

- ・山田中学校 ― 現状維持だが、生徒数の推移によって必要な時期に統合を検討
- ・皆瀬中学校 ― 現状維持だが、生徒数の推移によって稲川地域との統合を必要な時期に検討

#### (4)付帯意見（実施にあたっての配慮事項）

##### ○安全安心な通学方法及び校舎の整備

再編により通学時間やその他通学条件が児童生徒やその保護者にとって過重な負担にならないようスクールバス等をはじめとした通学方法及び校舎の整備について配慮すること。

##### ○学童保育施設の整備

学童保育施設の確保と充実した整備に努めること。

##### ○統廃合後の校舎の利活用

各学校は避難所に指定されており防災の拠点施設にもなっている。統合後、廃校になる校舎の利活用については、十分に検討していただきたい。

##### ○地域との連携

統廃合に伴い、地域とのつながりが希薄にならないよう、コミュニティ・スクールの充実を図るなど配慮してほしい。

### 3 今後のスケジュール

平成 31 年 1 ～ 5 月	小中学校再編計画（素案）策定 市議会へ報告
6 ～ 9 月	学校関係者・地域住民への説明会
12 月	小中学校再編計画成案化 学校設置条例の改正
平成 32 年 1 月～	学校統合準備